

## 第418回南国市議会臨時会会議録

南国市告示第163号

令和2年11月17日

南国市長 平 山 耕 三

第418回南国市議会臨時会を次のとおり招集する。

### 記

1. 期 日 令和2年11月24日

2. 場 所 南国市役所 5階議場

### 3. 付議事件

- (1) 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 児童生徒教師用パソコン購入契約の変更について
- (5) 調停の申立てについて
- (6) 損害賠償の専決処分の報告について

第1日 令和2年11月24日 火曜日

### 出席議員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 杉 本 理    | 2番 丁 野 美 香  |
| 3番 西 山 明 彦  | 4番 神 崎 隆 代  |
| 5番 植 田 豊    | 6番 西 本 良 平  |
| 7番 浜 田 憲 雄  | 8番 山 中 良 成  |
| 9番 岩 松 永 治  | 10番 西 川 潔   |
| 11番 土 居 恒 夫 | 12番 有 沢 芳 郎 |
| 13番 中 山 研 心 | 14番 前 田 学 浩 |
| 15番 村 田 敦 子 | 17番 野 村 新 作 |
| 18番 浜 田 和 子 | 19番 土 居 篤 男 |

20番 福田 佐和子

21番 今西 忠良

＊

#### 欠席議員

16番 岡崎 純男

＊

#### 出席要求による出席者

|                                      |       |                         |       |
|--------------------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 市長                                   | 平山 耕三 | 副市長                     | 村田 功  |
| 副市長                                  | 三木 敏生 | 参事兼総務課長兼<br>選挙管理委員会事務局長 | 中島 章  |
| 参事兼財政課長                              | 渡部 靖  | 参事兼企画課長                 | 松木 和哉 |
| 会計管理者兼<br>参事兼会計課長<br>教育次長兼<br>学校教育課長 | 秋田 節夫 | 教育長                     | 竹内 信人 |
|                                      | 伊藤 和幸 | 消防長                     | 小松 和英 |

＊

#### 議会事務局職員出席者

|      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 公文 知子 | 次長 | 野口 裕介 |
| 書記   | 門脇 智哉 |    |       |

＊

#### 議事日程

令和2年11月24日 火曜日 午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 児童生徒教師用パソコン購入契約の変更について
- 第7 議案第5号 調停の申立てについて
- 第8 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

＊

#### 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第8まで

—————\*—————

午前10時2分 開会・開議

○議長（土居恒夫） これより第418回南国市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

—————\*—————

#### 会期の決定

○議長（土居恒夫） 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

—————\*—————

#### 会議録署名議員の指名

○議長（土居恒夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、岩松永治議員及び中山研心議員を指名い  
たします。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） 市長より議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

.....

2南総第244号

令和2年11月24日

南国市議会議長 土居恒夫様

南国市長 平山耕三

第418回南国市議会臨時会の議案の送付について

第418回南国市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付します。

議案第1号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第2号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第3号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第4号 児童生徒教師用パソコン購入契約の変更について  
議案第5号 調停の申立てについて  
報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について
- .....

-----\*

**議案第1号から議案第5号まで、報告第1号**

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第5号まで及び報告第1号、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） おはようございます。本日、議員の皆様のお出席をいただき、第418回南国市議会臨時会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染が全国的な広がりを見せて参りました。Go To キャンペーンなどによりまして、経済の回復が少し見えてきた矢先の感染拡大であり、大変心配されるところであります。市といたしましても、今後の状況を見ながら臨機応変に対応をする必要があると考えているところでありますので、今後とも議員の皆様のお引き続きの御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは早速でございますが、今期臨時会に提案いたしました議案5件、報告1件につきまして、順次提案理由を申し述べます。

議案第1号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、再任用職員を除く南国市一般職の職員の期末手当の支給額を年間で0.05月分引き下げることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例。一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に基づく国家公務員の給与改定に準じて、再任用職員を除く南国市一般職の職員の期末手当の支給額を引き下げることに伴い、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を年間で0.05月分引き下げることから、本条例の一部を

改正するものであります。

議案第4号児童生徒教師用パソコン購入契約の変更について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応するため、オンラインによる授業環境整備を加速させる必要があることから、令和4年度までに購入する計画であった小学校1年生から3年生までの児童用パソコン1,060台を購入することといたしました。

つきましては、令和2年8月7日に議会の議決をいただき、株式会社四電工高知支店との間で締結した児童生徒教師用パソコン購入契約を4,625万5,220円増額し、合計1億5,303万4,959円に変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号調停の申立てについて、令和2年9月17日に議会の議決をいただいた本案件につきまして、高知家庭裁判所から、家事調停として申し立てるよう指示がありましたので、改めて議会の議決を求めるものであります。

報告第1号損害賠償の専決処分の報告について、令和2年9月16日午後2時頃、南国市大堀乙において、市職員が公用車の使用により相手方に損害を与えたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、1万7,600円の損害賠償の額を専決処分いたしました。

つきましては、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を全国市有物件災害共済会から支払うものであります。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（土居恒夫）** これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

**○1番（杉本 理）** おはようございます。日本共産党の杉本理です。

今議会に提案されております第1号議案について、2点ほどお聞きいたします。

まず1点目は、第1条で提案されている今回の期末手当削減案ですが、正職員だけではなく、会計年度任用職員の皆さんも含めて削減を提案されているということで間違いはないでしょうか。

2点目は、条例案第1条で0.05か月分削っておいて、来年4月1日に施行するとしている条

例案第2条では、年全体で0.05か月分下げたままの月数だと、こういった理解でよろしいでしょうか。

以上、2点についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 杉本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の会計年度任用職員に対する期末手当につきましては、正職員と同様、減額となります。

2点目の来年度の期末手当の支給割合につきましては、6月、12月合わせて2.55月となります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 分かりました。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

議案第1号ですけれども、一般職の職員の給与に関する法律の改正で、国家公務員の給与改定に準じてということで、南国市の一般職員の期末手当の支給額を0.05引き下げる提案でありますけれども。今回、県の人事委員会は勧告を出してないわけでありまして、南国市のこの0.05の引下げをする、その根拠と考え方について教えてください。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 今西議員の御質問につきましてお答えいたします。

南国市としましては、県の人事委員会の勧告ではなく、国家公務員の給与改定に準じて改定をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 国準拠ということでお答えをいただいたわけですが、県が勧告をしないのは国と県の賃金格差が県のほうが低いためでもありますし、そういうことで今回見送りになったということだと思います。

じゃ、南国市はどうするのかっていうことですからけれども、こういう形で見れば減額を提言しなくてもいいのではないかと考えるわけですけど。そのあたりの考え方と見解について再度お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 南国市としましては、先ほどもお答えしましたとおり、国家公務員の給与の改定に準じてという形での対応をしておりますので、今後におきましても国家公務員の給与改定、その分に準じてというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号まで、以上5件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。  
1 番杉本理議員。

〔1 番 杉本 理議員登壇〕

○1 番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

会派を代表いたしまして、議案第1号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対の討論をいたします。

提案理由で市長は、改正された国家公務員の給与改定に準じて、南国市一般職の職員の期末手当の支給額を0.05か月分引き下げる、こう言っているわけですね。

しかし、総務省は、自治労連本部からの自治体への人勧押しつけやめよの要件に対して、こう答えています。地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨や地方の実情を踏まえ、それぞれの議会において条例で決定されるべきものだと考えている。つまり、人勧が出たからといって、それを自治体にそのまま押しつけるようなことはしませんよということですね。

また、勧告を提案してきた人事院総裁は、次のような談話を勧告に当たって発表しています。少し長いですが、ここで一部を紹介します。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大などの事態が次々と発生する中、全国各地で公務員が国民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務に邁進しています。厳しい勤務環境の下、困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対して心からの敬意を表する。職務に精励している職員に適正な給与、その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

ここまで言うておいて、手当削減を提案してくる総裁の気持ちはよく分からないんですけども。いずれにせよ、この談話で述べられていることは、本市の職員においても全く同じではないでしょうか。

私は市議会議員として、市民の皆さんの思いを市政に届けて、はや1年がたちました。この間、職員の皆さんや課長の皆さんとお話ししていつも思うのは、職務に対して、市民に対して真面目で仕事への誇りを持ち、そして本当によく勉強されているということです。

それなのに仕事量が多い。人は一つも増えん。部署によっては土休日出勤は少なくない。そして、退勤時刻を過ぎても、下から5階まで全部明かりがついてる毎日。こうやって日々頑張っている職員の皆さんへの報いは手当の削減でしょうか。

そして、来年度についても、今年の夏の実績よりも少ない1.275か月分ずつしか支給しない。こんなことが許されるのでしょうか。さらには、市職員が下がるんだから、うちも下げるとなることは必定で、民間労働者のさらなる賃下げにつながります。そして、消費税増税や新型コロナ禍で冷え込んだ地域経済にも影響を及ぼしかねません。

以上の理由により、第1号議案に反対することを述べて討論を終わりにします。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 私は、議案第2号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表し、賛成討論をいたします。

今、コロナ禍の中で、市民の皆さんは先の見えない国の施策に翻弄されながら、仕事も危うい、感染経路も見えないという大きな不安の中で生活をしています。少額ではあったとしても、この状況下で特別職とともに引き下げる議案であり、賛成をいたします。

ただ、市民の実情を見るならば、議会自らが提案してもよかったのではないかとの声もありました。一方、これほどの状況下でありながら、超富裕層は資産を増やしているとの数字もあり、一層の格差と負担が増していることは苦しさに追い打ちをかけています。

コロナ自粛が長引く中で、最近の市民の声は、支援金、給付金は受け取った。確かにありがたいが、何より消費税を引き下げてほしいという声に変わっています。収入が減る中、1回の給付金、後に続く消費税10%の負担は重過ぎます。市民の立場で実情を知り、国に対して物を言う執行部とともに、議会も市民の現状に対応できるようにとの思いも込めて、議員報酬引下げ議案に賛成いたします。

討論を終わります。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（土居恒夫） 以上で今期臨時会の付議事件は議了いたしました。

これにて第418回南国市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時23分 閉会